

別紙様式 4

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第3項第4号ロの厚生労働省令で定める事項

特定販売を行う際に使用する通信手段 (該当する項目に☑してください。)	☐カタログ ☐ダイレクトメール ☐折込チラシ ☐雑誌広告 ☐インターネット ☐アプリケーションソフト ☐電話 ☐その他 ()
特定販売を行う医薬品の区分 (該当する項目に☑してください。)	☐要指導医薬品 (特定要指導医薬品を除く) ☐第一類医薬品 ☐指定第二类医薬品 ☐第二类医薬品 ☐第三類医薬品 ☐薬局製造販売医薬品 (☐指定濫用防止医薬品)
要指導医薬品 (特定要指導医薬品を除く。) 又は指定濫用防止医薬品の 特定販売を行う際に使用する映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法	☐ビデオ通話 (汎用ソフトウェア・アプリケーションを用いるもの) ソフトウェア・アプリケーション名: _____ ☐ビデオ通話 (自ら開発又は委託開発による専用ソフトウェア・アプリケーションを用いるもの)
特定販売を行う時間及び営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合の時間 (いずれかに☑してください。)	特定販売を行う時間 () 特定販売のみを行う時間 ☐あり ☐なし ありの場合その時間 ()
特定販売を行うことについての広告に薬局又は店舗の名称と異なる名称を表示するときの名称 (いずれかに☑してください。)	☐使用する (名称:) ☐使用しない
特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要 (いずれかに☑してください。)	インターネットを利用して広告 ☐する ☐しない ※広告する場合は以下を記載 ・主たるホームページのアドレス ・主たるホームページの構成の概要
都道府県知事 (保健所長) 又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要 (薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。)) (該当する項目に☑してください。)	☐映像を撮影するためのデジタルカメラ ☐撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコン又はインターネット回線 ☐現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機及び電話回線

(注意)

概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。